

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生企第207号

平成31年3月11日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について（通達）

見出しのことにつき、昨年、厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長から各自治体に対し「措置入院の運用に関するガイドライン」について」（平成30年3月27日付け障発0327第15号）が通知され、これに基づき、警察庁は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について」（平成30年4月26日付け警察庁丙生企発第36号）を通達したところである。

この度、警察庁が同通達について、更に2年間延長することとし、別添のとおり通達が発出されたので、今後は同通達に基づいて適切な対応に努められたい。

なお、前記ガイドラインについては、あくまでも指標又は方針としての位置付けであることを念頭に置き、適切な運用を図られたい。

※ 警察庁通達「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について」については、警察庁ホームページをご覧ください。